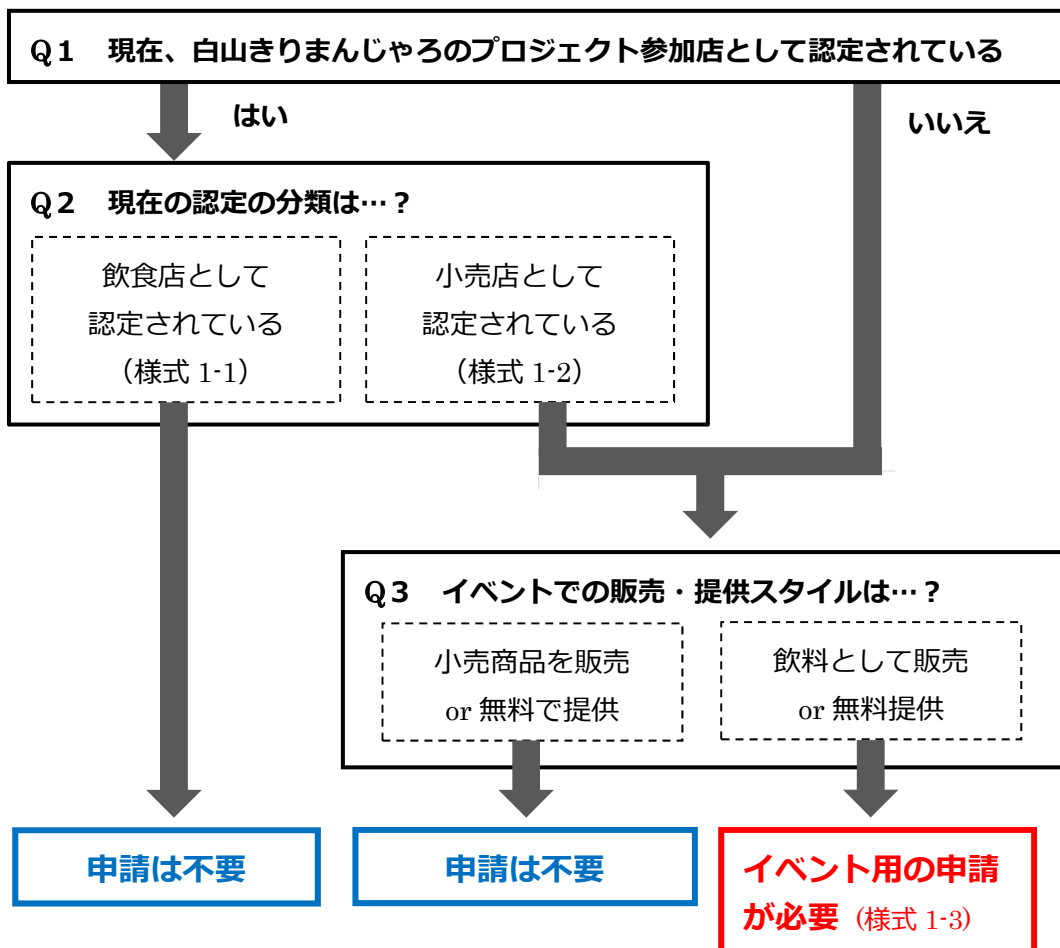


「白山きりまんじゃろ」をイベント等で販売・提供をしたい方へ

以下のフローチャートで、ご自身に該当する手続きを判断してください。
詳細は、公認商品を取り扱うコーヒー会社にご確認ください。

- ・白山きりまんじゃろをイベントなどで一時的に【飲料として販売・提供】する場合は、白山商工会の許可が必要です。飲食店としての認定がない方は、イベント用の申請手続きをして販売してください。
- ・白山きりまんじゃろをイベントなどで一時的に【小売として販売・提供】する場合は、イベント用の申請は不要です。ただし、恒常的に販売をする場合は、小売店としての申請が必要です。



<コーヒー会社の皆様へ (留意事項)>

- 開催日が複数日にわたるイベントも、同じイベントの場合は1枚で申請できます。
- イベントではなく、継続的に「白山きりまんじゃろ」を飲料として販売・提供したい場合は、飲食店として様式 1-1 の申請をしてください。
- イベント申請は、イベントが開催される前に白山商工会に提出してください。